

事業者排出量削減計画書

<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更 平成24年7月30日																																				
(宛先) 京都府知事 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府精華町光台1-2-6	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 内外化成株式会社 代表取締役 鈴木重行 電話 0774-98-2111																																			
主たる業種 プラスチック製容器製造業	細分類番号 1 8 9 2																																			
事業者の区分 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号																																				
計画期間 平成23年04月から平成26年03月まで																																				
基本方針 エネルギー消費効率（電力効率）の改善により、3%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。今計画期間内外を問わず常に省エネ効果を意識したエネルギー消費総量の削減を図り地球温暖化対策への取組みを果たす。																																				
計画を推進するための体制 会社代表を議長として総合電力対策会議を役員会議内に設け、電力需給逼迫に対応する体制とし、その直下に省エネ・温対委員会（委員長・責任者は継続選任）を設け、温暖化対策への具体的な措置を実施する体制とした。これにより電力需要家として社会インフラ、地球環境双方への負担を軽減する体制が強化された。																																				
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度 (20~22)年度</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業活動に伴う排出の量</td> <td>2,026.5 トン</td> <td>1,934.0 トン</td> <td>1,709.9 トン</td> <td>1,774.3 トン</td> <td>-10.9 パーセント</td> </tr> <tr> <td>評価の対象となる排出の量</td> <td>1,987.5 トン</td> <td>1,934.0 トン</td> <td>1,709.9 トン</td> <td>1,774.3 トン</td> <td>-9.1 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	事業活動に伴う排出の量	2,026.5 トン	1,934.0 トン	1,709.9 トン	1,774.3 トン	-10.9 パーセント	評価の対象となる排出の量	1,987.5 トン	1,934.0 トン	1,709.9 トン	1,774.3 トン	-9.1 パーセント																		
基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率																																
事業活動に伴う排出の量	2,026.5 トン	1,934.0 トン	1,709.9 トン	1,774.3 トン	-10.9 パーセント																															
評価の対象となる排出の量	1,987.5 トン	1,934.0 トン	1,709.9 トン	1,774.3 トン	-9.1 パーセント																															
目標の根拠 新拠点では初期設置設備が非常に省エネ効果に優れた方式・機器を優先的に採用されている。第2年度より徐々に新拠点が立ち上っていく予定。ただし旧拠点よりも規模が大きくなる計画なので、第3年度以降全体的に排出量は増加に転じていく予定。																																				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の用に供する建築物の用途</th> <th>原単位の指標</th> <th>基準年度 (22)年度</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田辺工場+研究開発センター</td> <td>事業活動に伴う排出の量 (生産重量×0.1)</td> <td>9.46</td> <td>9.17</td> <td>8.90</td> <td>8.90</td> <td>-5.26 パーセント</td> </tr> <tr> <td>(研究開発センター)</td> <td>事業活動に伴う排出の量 (生産重量×0.1)</td> <td>0.00</td> <td>8.60</td> <td>8.90</td> <td>8.90</td> <td>パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	田辺工場+研究開発センター	事業活動に伴う排出の量 (生産重量×0.1)	9.46	9.17	8.90	8.90	-5.26 パーセント	(研究開発センター)	事業活動に伴う排出の量 (生産重量×0.1)	0.00	8.60	8.90	8.90	パーセント														
事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率																														
田辺工場+研究開発センター	事業活動に伴う排出の量 (生産重量×0.1)	9.46	9.17	8.90	8.90	-5.26 パーセント																														
(研究開発センター)	事業活動に伴う排出の量 (生産重量×0.1)	0.00	8.60	8.90	8.90	パーセント																														
原単位の指標及び目標の根拠 生産重量(t)を指標の分母とし、計画数値設定は目標設定の考え方に準拠する。ただし、新拠点では当初よりエネルギー効率に優れた機器・設計が施されており、原単位が大幅に改善されることが前提となっている。																																				
重点的に実施する取組の実施計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度 (22)年度</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36.0 トン</td> <td>36.0 トン</td> <td>38.0 トン</td> <td>105.0 トン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	36.0 トン	36.0 トン	38.0 トン	105.0 トン																										
基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考																																
36.0 トン	36.0 トン	38.0 トン	105.0 トン																																	
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度 工場閉鎖まで削減目標通りに実行する。 (24)年度 新拠点での各実績値収集と分析、次年度以降の計画詳細を立案する。 (25)年度 効果的な案件から集中して実行する。																																			
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容 上記の措置を採用する理由 工場周辺への公共の交通機関の運航が乏しい。また、24時間連続稼働に対し、就労体制が交替勤務、特に夜間の交替時には自己の自動車による通勤のみが可能である。																																			
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林の保全及び整備によるもの</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>府内産の木材の利用によるもの</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーン電力証書等の購入によるもの</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考																																
森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																																	
府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																																	
再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																																	
グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																																	
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																																	
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																																	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	成形廃プラを一般産業廃棄物として処分した場合、焼却され温暖化効果ガスが排出されてしまうのだが、再生業者に引取を依頼しリサイクルする事で削減している。工場設備の安直な更新のみを検討するのではなく、合理的な修理、改造等により設備の耐久寿命を向上させている。これにより、新規に設備を製作する際に使用されるエネルギー、また、更新により廃棄処分される際に使用されるエネルギーを省くことになり、余分な温暖化効果ガスの排出を抑制している。																																			
特記事項	拠点移転のため変更																																			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。